

はちしん子育て支援定期積金「未来・Ⅱ」

19

平成28年 4月 1日現在適用中

1	商品の名称	はちしん子育て支援定期積金「未来・Ⅱ」
2	お預け入れいただける方	・個人のお客様
3	お預け入れ期間	・3年（36ヶ月）4年（48ヶ月）5年（60ヶ月）
4	お預け入れ (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割払い込み ・10,000円以上 ・1,000円単位
5	お支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払いします。
6	お利息（給付補填金） (1) 適用金利 (2) 給付補填金のお支払方法 (3) 計算方法	・扶養する22歳以下のお子さまの人数により以下の特典が付きます。 ①1人の場合・・・店頭表示金利+0.05% ②2人の場合・・・店頭表示金利+0.10% ③3人の場合・・・店頭表示金利+0.15% ④4人以上の場合・・・店頭表示金利+0.20% ※「扶養するお子さま」とは、預金契約者またはその配偶者の方が扶養する22歳以下のお子さまを対象とします。 ・契約時に証書（通帳）に表示する約定利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括してお支払います。 ・給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。
7	税金	・お利息は源泉分離課税とし、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8	手数料	・不要です。
9	付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による払い込みができます。
10	中途解約時のお取り扱い	・満期日前に解約する場合は中途解約となり、次の①または②の中途解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ①初回払込日から中途解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から中途解約日までの期間1年以上の場合 約定利回り×60% ただし、中途解約日における普通預金利率を下限とします。
11	金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。
12	苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 ・紛争解決措置

		<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後のお利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。 ・ 金利環境等の変化により、金利等のお預入れ内容の変更やお取扱を中止させていただく場合があります。